

お客さま各位

帯広信用金庫

「定期性総合口座取引規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和4年10月3日（月）より、定期性総合口座規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

変更前	変更後
<p>1. 総合口座取引 (1)～(3) 省略。</p> <p>2. 取扱店の範囲 (1) 省略。 (2) <u>期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金および定期積金の預入れは当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。解約または書替継続は本店のみで取扱います。</u> (3) <u>定期積金は定期積金規定により取扱います。</u></p> <p>3～19 . 省略。</p> <p style="text-align: center;">※上記下線部分を削除します。</p>	<p>1. 総合口座取引 (1)～(3) 省略。 (4) <u>総合口座取引は、取引の対象者を下記に該当する満18歳以上の個人といたします。</u> ① <u>当金庫の地区内に住所または居所を有する方</u> ② <u>当金庫の地区内に事業所を有する方、または事業所を有する法人の役員</u> ③ <u>当金庫の地区内において勤労に従事する方</u></p> <p>2. 取扱店の範囲 (1) 省略。 (2) 定期預金および定期積金の預入れは当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>3～19 . 省略。</p> <p style="text-align: center;">※上記下線部分を追加します。</p>

以上